

平成27年度第6回情報公開・個人情報保護審議会案件（資料35）に関するご意見、ご質問

資料35 社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護評価の実施結果に対していただいたご意見、ご質問及びそれに対する対応は、次のとおりです。

| | ご意見、ご質問 | 対 応 | 添付書類 | 担 当 (課名・連絡先) |
|---|--|--|------|-----------------------|
| 1 | 3ページの4②で法令上の根拠が「-」の表示になっています。なぜ、この表記か説明を頂ければと思います。 | 基礎項目評価書の「4 情報提供ネットワークによる情報連携」の「②法令上の根拠」は、「①実施の有無」で「実施する」とした場合に実施の根拠法令を記載することになっており、実施しない場合には記載が不要とされています。 P3の障害者手帳の交付事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わないため、「-」といたしました。 | なし | 企画政策課 03-5273-3894 |
| 2 | 送付いただいた全資料についての意見です。 修正箇所が80か所以上と多く、特に法令上の根拠が40か所以上と多いのは気になります。 経緯詳細はよくわかりませんが、11月4日の審議会から10日付文書の間、一週間弱で多数の修正箇所があるという事は、細かくチェックの過程をないままに、審議会に上程されたということでしょうか。 他の審議会の委員の皆さんも当然そのように考えるのではないのでしょうか。 審議をきちんとしたことになりますか。次回説明してください。こういうことを世間では「拙速（せっそく）」と言います。 | 平成27年第6回情報公開・個人情報保護審議会（11月4日開催）に報告した特定個人情報保護評価（基礎項目評価）については、資料に不備があったことから審議未了となり、書面でのご審議となりましたこと心よりお詫び申し上げます。 国から示されている記載要領だけでは庁内における記載内容の統一が図れなかったことから、第6回審議会後、今回記載漏れや記載内容の不整合が生じた「1-③システム名」及び「2 特定個人情報ファイル名」、「3. 個人番号の利用 法令上の根拠」「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠」等について各所管課が正しく記載できるよう、区における記載要領を作成し、記載内容の統一を図りました。 今回は、書面での審議となりましたが、いただいたご意見・ご質問に回答させていただいた上で、国へ提出・公表させていただきますのでご了承ください。 | なし | 企画政策課 03-5273-3894 |
| 3 | 課長名、ファイル名、法規名、サーバー等、細部にわたり記載され、修正がなされておりました。ありがとうございました。 | 第6回審議会では、資料に不備があったことから審議未了となり、書面でのご審議となりましたこと心よりお詫び申し上げます。第6回審議会後、国の記載要領のほかに区における記載要領を作成し、記載内容の統一を図りました。 | なし | 企画政策課 03-5273-3894 |